

## ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による支援の拡充案について

### 1. 背景

現在、基金による処理費用負担軽減の対象になっているのは中小企業者のほか、従業員 100 名以下の学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人であるが、その他の法人においてもポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業者がいる。

このため、下記のような制度の見直しを図ることを検討している。

### 2. 具体的な内容

#### 処理費用軽減の対象となっていない中小保管事業者や個人への支援

現在中小企業者のほか、従業員 100 名以下の学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人であるが、その他の法人について軽減の対象となっていない。

このほか、独立行政法人環境再生保全機構法施行規則第 21 条第二号に該当しないが個人が保管している場合がある。これらの処理費用負担能力の乏しい個人についても、現行では基金の支援対象となっていない。

このため、現行の軽減対象と同規模である従業員 100 人以下の法人及び独立行政法人環境再生保全機構法施行規則第 21 条第二号に該当しない個人についても基金の対象とする。

### 3. スケジュール

平成 26 年 4 月から適用する予定。